

令和6年3月 19 日

木工房利用者 各位

### 大型製材機技術講習の開催について

札幌芸術の森木工房では、大型製材機(帯のこ盤・横挽き丸のこ盤・縦挽き丸のこ盤・手押し鉋盤・自動鉋盤)を設置し、ご利用は安全の確保から技量を有する方に限定しております。

以前は、大型製材機を用いた一般講習会を開催し、繰り返し受講いただいた方のなかで、技量を有すると認めた方に対し貸工房における大型製材機の使用を承認しておりましたが、10年ほど前より作業事故の危険性を憂慮し、職業訓練校等の専門教育機関での作業実習及び安全教育を受けた方、木材加工場での十分な従事経験のある方に限って使用を承認するべきとの判断により、芸術の森では一般講習会の受講者に対する大型製材機使用の新規の承認をしておりませんでした。

しかしながら、加工技術習得への要望を持って木工房を利用し続けても、使用できる加工機が広がらないことへの不満がご利用の方々のなかにあること、また、承認を受けている方々にも作業が覚束ず危険と判断されるケースが見受けられ、承認基準の曖昧さ・公平性についてご指摘をいただいていたところでした。

こうした状況を踏まえ、現在ご利用の方々に対しては、安全利用の観点から大型製材機安全講習会を開催し、一方で、使用承認を受けられずにいる利用者に対しては、技術講習により使用を承認し、利用の自立を図っていくこととしました。

ただし、帯のこ盤、横挽き丸のこ盤、縦挽き丸のこ盤については、十分なカリキュラムを芸術の森が備えていくことは、依然として困難であると判断し、手押し鉋盤と自動鉋盤に限って講習を実施していくこととします。

なお、この技術講習は、木材の材質や大きさなど受講者の希望に添い指導を行っていくことが、利用者ニーズに対応した実践的な講習と捉え、単独の講習会として開催せず、木工自由制作相談室のなかでマンツーマンにより指導を行っていくものとします。

こうした技術講習を繰り返し行い、技量習得を確認後、最終的には大型製材機安全講習会の受講をもって、使用を承認することとします。

以上

札幌芸術の森

掲出期間:令和6年4月 30 日